

# 業種別生産性向上に向けた検討課題（中間とりまとめ）

内閣府（日本リサーチ総合研究所委託調査）

平成 20 年 2 月

## はじめに

生産性の変動要因を業種別に分析するためには、データによる分析に加えて個々の業種についての具体的事例を検証することも有効とみられる。本分析では、データとヒアリングを活用し業種別生産性の具体的な事例を検証し、生産性向上に向けて検討されるべき課題を抽出している。平成 20 年 1 月にヒアリングが開始され、予定しているヒアリングの 8 割以上を 2 月下旬までに終了した。これまでの業種別ヒアリングの要点を「中間とりまとめ」として整理する。

## 1. 分析の目的と対象

この分析の目的は、生産性の向上に向けて検討すべき課題を業種別に把握することにある。ここでは生産性の指標として労働生産性を中心に取り上げる<sup>1</sup>。

この分析においては、次の 3 つの手法を用いる。

- (1) 先行研究の調査： 業種別の生産性についての先行研究を調査し内容を整理する。
- (2) 各種データ分析： 各種統計データに基づいて業種別の生産性の分析を行う。
- (3) ヒアリングの実施とその整理・分析： 先行研究とデータ分析に基づいてヒアリング対象業種を選定し、ヒアリングの対象有識者を選定する。有識者は業種毎に学識経験者、経営者、研究者、アナリストの中から地域的、企業規模的なバランスにも配慮して選定した。この「中間とりまとめ」においては上記（3）によるヒアリングの整理・分析を主に扱う。

## 2. ヒアリングの対象となる業種

「経済財政改革の基本方針 2007」の指摘に加え、業種別生産性についての先行研究などを参考にして下記の 8 業種をヒアリングの対象として選定した<sup>2</sup>。

- ・生産性が相対的に低いもの：住宅・建設・不動産、食品加工、卸・小売、宿泊・旅行
- ・他の業種の生産性に影響を与えるインフラ的な業種：IT（ソフトウェア・情報サービス）、物流、人材ビジネス、通信・コンテンツ

---

<sup>1</sup> 労働生産性は、労働投入量当たりの付加価値のことであり、付加価値とは売上高から諸費用（人件費、支払利息等、動産・不動産貸借料などを除く）を差し引いたもの、労働投入量とは就業者数に就業者一人当たりの労働時間を乗じたものである。生産要素が労働と資本だけのコブ＝ダグラス型生産関数に基づくと、労働分配率と資本装備率が一定のとき、全要素生産性の上昇率と労働生産性の上昇率は等しくなる。このため労働生産性は全要素生産性の関連指標になる。

<sup>2</sup> 労働生産性を業種別に比較すると、8 業種とも米国の水準を下回っている。

### 3. 検討課題の業種横断的な特徴

現段階においてヒアリングの進捗している6業種（IT（ソフトウェア・情報サービス）、通信・コンテンツ、住宅・建設・不動産、宿泊・旅行、卸・小売、食品加工）について、この「中間とりまとめ」において先行的に結果を整理する。それぞれの業種について生産性向上に向けた検討課題として指摘された事項を抜粋すると、4.にある通りである<sup>3</sup>。

これらの事項をその内容に基づいて業種横断的に分析すると、官公需や規制・補助金の影響に加え、小規模事業者が多数存在し供給過剰になる傾向があること、集約化・ネットワーク化が進まないこと、規格の標準化が進まずIT化も進みにくいこと、複雑な取引が何段階にもわたっていること、契約が不完備で取引が不透明な場合があること、経営情報の分析が不十分で投資リターンやコスト構造も分かりにくいことなどが、生産性の向上に向けた検討課題になっているという指摘が各業種に共通してみられた。

### 4. 検討すべき課題として指摘された事項

#### （1）IT（ソフトウェア・情報サービス）

- 多重下請け構造、曖昧な受注契約書、「人月単価」の見積もり計算方式、仕様変更・出戻りの多さなど業界構造・慣行の見直し
- フル業態・フル業務が一般的で米国などと比べて低い専門性の向上
- IT標準化、パッケージ化、受注・開発管理のノウハウ共通化の促進
- 政府IT調達標準・技術参照モデル(Technical Reference Model)の導入
- オープン標準に準拠するSaaS/ASPの導入促進
- 統計・市場データ、共通開発ツールの整備
- 自治体システムの重複開発の見直し
- 委託開発契約における著作権移転の慣行の見直し
- 信頼性の高いシステム作りのための規制・ガイドラインの整備
- エンジニアの英語教育の推進

---

<sup>3</sup> 各業界事情に精通した有識者のコメントをとりまとめたものである。事実関係の真偽・妥当性については、関係省庁の意見を踏まえた上での精査が必要であり、最終報告において全体像を示す予定である。

## (2) 通信・コンテンツ

- ・ 携帯端末メーカー、販売代理店の集約化
- ・ 変化に対応した通信と放送の新しい枠組み
- ・ 携帯端末における国際戦略の展開
- ・ コンテンツ・ビジネスの拡大に向けた著作権法の改正
- ・ グローバル知財戦略への国家的取組み
- ・ 認証・課金、決済、位置情報、ID 管理などサービス・プラットフォームの構築

## (3) 住宅・建設・不動産

- ・ 部材等の規格化・標準化
- ・ 宅地の形状・規模、相続による敷地分割への規制の検討
- ・ 多重下請け構造、工事・入札の地元優先割り当ての見直し
- ・ 丸投げ、上請け、材料費のバックマージン等の業界構造・慣行の改善
- ・ 設計・積算・発注を統合した自動積算プログラム普及のための標準化
- ・ Build-to-order(受注生産方式)、ダイレクト・ソーシング(直接調達)、エスクロウ金融など先進的な取組み
- ・ 水道工事の指定業者制度、産業廃棄物規制、完了検査・瑕疵保証・性能表示・地盤検査など各段階における類似・重複審査・検査等の見直し
- ・ 土地の用途規制の複合化
- ・ 都市再生特別措置法に関して、自治体の裁量による上乗せ規制の見直し
- ・ 文化施設が地下容積率に算入されること、道路法による立体的土地利用の制約、都心部における日影規制など見直し

## (4) 宿泊・旅行

- ・ インバウンド(海外からの旅行者)の新たな需要発掘のためのソフト・インフラの整備
- ・ チェーン化(共同仕入れ・物流共同化・商標共通化)の推進
- ・ 所有と経営の分離
- ・ 泊食分離、交泊分離など連泊を促進するビジネス・モデルへの転換
- ・ まちづくりや地域活性化、他業態(飲食、小売・商店など)と一体となった観光振興など戦略的な取組み
- ・ ネット予約のコスト高(旅行業者への手数料、管理コスト)の改善
- ・ 「ノーショー(当日キャンセル)」問題への対応
- ・ 旅行業第3種免許の制約、供託金制度の見直し

## (5) 卸・小売

- ・ 小規模企業が多く、規模の経済が働かないことへの取組み
- ・ M&Aなどによる集約化、チェーン化の推進
- ・ フランチャイズ契約のルール化・明確化
- ・ POS など IT の有効な活用
- ・ 物流センター利用料の算定方法など、物流面の不透明な取引慣行の基準明確化
- ・ 複雑・多段階の流通経路(食品・医薬品など)の効率化
- ・ 駅前商店街の活性化など面的再生
- ・ 流通情報の標準化、物流資材の標準化
- ・ 退出よりも不採算事業継続が容易な環境の見直し

## (6) 食品加工

- ・ 小規模企業の多さ、多品種生産、新商品ラッシュなど業界の供給過剰体質の改善
- ・ リベート、販促金、建値、物流センター利用料などの商慣行の透明性確保
- ・ 工場、物流拠点の集約化
- ・ 製造工程における機械化
- ・ 賞味期限など食品表示の見直し
- ・ ECR(Efficient Consumer Response)など流通・小売の情報共有化
- ・ 農業、漁業など川上分野への事業展開
- ・ 公的な品質保証サポート
- ・ ブランド強化(ナショナル・ブランド、地域ブランド)・アジアの輸出市場開拓など戦略的取組み

以上